

第3章 計画の目標と基本方針



第3章 計画の目標と基本方針

1. 緑の将来像

まちは百花園

本区は、荒川や隅田川、北十間川などの豊かな水辺に囲まれ、水と緑の骨格が形成され、江戸時代より受け継がれてきた春の花見、夏の夕涼みや花火、秋の月見や菊見・虫聴きなど、四季の自然を楽しむ緑文化があり、日常生活の中で、水と緑を通して豊かな情緒を育んできました。

伝統的な文化を受け継ぐ情緒ある下町を残すまち並みや、中高層住宅が主流となった新しい居住空間、東京スカイツリー[®]建設に伴う新たなまち並みなど、地域ごとに様々な表情をもつに至っています。

このような背景をふまえ、本区の水と緑は、江戸を現代に映す「歴史文化的な緑」、日常生活で豊かな感性を育む「生活空間の緑」、区民が緑の恩恵を十分に享受できる「公園の緑」をはじめ、「環境に資する緑」や「生き物が生息できる緑」、区外からの来街者への「おもてなしの緑」など、様々な役割や機能をもっています。

こうした水と緑を、区・区民・事業者、来街者などの多様な人々の愛情と感性によって育み、まちなかに広げていくことで、日常生活や東京スカイツリーからなど多様な所で水と緑を感じることでできる、豊かな“百花園”のまちを育てます。そして風情のある緑化などにより、この“すみだらしさ”を後世に伝えていきます。

図3-1「緑の将来像」は「まちは百花園」を実現するために、区全体の構造を形成するものなど、主な施策を図化したもので、河川や道路などによる「水と緑のネットワーク」や、人が集まる空間の緑化を進める「緑と花の拠点」、「シンボルとなる公園」、道路緑化を積極的に進める「緑の道のネットワーク」などを示しています。

本計画は、これらにより「まちは百花園」を実現するために、5つの基本方針を定めています。



図 3-1：緑の将来像図

2. 基本方針

以下5つの基本方針に基づき緑に係わる施策を進めていきます。

《質の高い緑づくり》

基本方針 1 緑の多様性を高める

緑は区民の生活空間に必要不可欠で、日常的に体感・利用されていることが重要です。そのため区民の利用促進の観点や生物多様性の向上の面から、今ある緑とこれからつくる緑の質を高めていく必要があります。

現在中高層住宅に居住する人が増えるなど区民の住まい方が変化し、身近な緑に触れる機会が少なくなっています。生き物に接する、四季の景観を楽しむ、歴史文化をめでるなど、日常生活の中で緑と触れあうことを通じて区民の感性が豊かになるような質の高い多様な緑を創出していきます。

《地域住民のニーズに対応した緑づくり》

基本方針 2 生活を豊かにする緑をつくる

本区は豊かな水と緑の骨格が形成されており、歴史文化のあるまち並みや東京スカイツリー[®]を中心とした新しいまち並みなど、地域ごとに特徴があります。

また、成熟した市街地である本区において、環境資源の向上、生物多様性の向上、防災、レクリエーションの向上、まちの魅力向上など、公園は都市環境の向上に大きな役割を担っています。また、公園は本区の緑の約4分の1を占め、区民にとって貴重な環境資産であり、コミュニティ形成の場となっています。

これらをふまえ、本区の骨格を形成する水と緑の機能を充実させるとともに、公園が区民によって緑の恩恵を最も享受できる空間として「美しく」、「愛される」よう、地域特性、区民ニーズに配慮した個性のある公園づくりを進めます。また、道路、河川、教育、子育てなど様々な部局とも連携し、緑を主体とした各種整備・改修・管理を進めていきます。

《地域環境の視点に立った緑づくり》

基本方針 3 環境に資する緑をつくる

近年、深刻化している地球温暖化現象や都市部の環境問題となっているヒートアイランド現象への対策として、二酸化炭素の吸収源・蒸散などの水と緑のもつ都市環境改善機能を最大限発揮させていくことが必要です。

区全体の緑被面積を確保するため、開発や建替え時、道路整備などの機会を捉えて、沿道などの緑地を整備し、特に密集した市街地などでは、重点的に緑を増やしていく方策を進めます。また、河川沿川の緑化を一層進め、水と緑の一体性を高めていくことなどにより、環境に資する緑豊かな都市空間を効果的につくっていきます。

また、川辺や舟で涼む“川涼み”など、伝統的な風習が生活の中に根付いていくよう、区民に親しまれ大切に思われる緑を増やしていきます。

《緑と親しむ文化の普及》

基本方針
4

緑と親しむ文化を育む

公園や緑地が、区民に永く愛されるためには、レクリエーションや防災、生き物とのふれあいなど、区民に利用されることで発揮する緑の価値を高めていく必要があります。

区民が生活の中で、区内の緑を満喫できるよう、緑を介したイベント、自然観察や、まちづくりなどの学習活動などを通じて、区民が緑の必要性や重要性などを感じることができる機会を増やしていきます。

《区民・事業者との協働の推進》

基本方針
5

協働により緑化を進める

様々な緑化施策を効果的かつ効率的に進めていくためには、それを支える体制と仕組みづくりが不可欠です。また、量・質ともに充実した緑づくりの知恵を、次世代の緑づくりを担う今の子ども達に伝えていくことが現代の区民の使命です。

区民・事業者・区が、各々の責任と役割を明確にし、緑化や緑の維持管理・運営などを通じて、良好なパートナーシップを築き、各主体の活動が永く継続していける体制と仕組みを構築していきます。

3. 目標年次

平成32年（2020年）

現行計画は、平成 37（2025）年为目标年次としており、本計画はその中間年次にあたる平成 22（2010）年の中間見直し計画です。近年の社会経済情勢にあわせ、また、他の上位計画などと整合性をとることや、計画の具体性を高めるために、計画目標年次を 5 年早め、平成 32 年（2020 年）を計画の目標年次として設定します。

4. 計画目標

緑被率13%を目指します

緑の量を定量的に把握できる指標として「緑被率」があります。現行計画を策定した平成7（1995）年度の緑被率は9.2%（調査は平成2年）で、平成21（2009）年度に実施した「墨田区緑と生物の現況調査」では、緑被率は10.5%でした。

本計画では主に、公園の整備などの施策に加え、開発や建替え時の敷地内・接道部・屋上、道路、駐車場で緑を増やし、緑被率13%を目指します。

土地建物用途ごとに確保する緑被地は表3-1に示しました。目標年次までに、公有地で9.6ha、私有地で24ha増加して、全体で34.1ha、緑被率で13%を目指します。

表3-1：緑被率の目標量の算定

	現況（平成21年）		計画目標（平成32年）		緑被地の増加分（ha）
	敷地面積（ha）	緑被地（ha）	敷地面積（ha）	緑被地（ha）	
公園など	92.2	54.0	93.6	59.0	5.0
道路・鉄道	344.0	21.7	344	22.3	0.6
河川	99.2	4.3	99.2	6.0	1.7
学校	47.8	5.9	47.8	6.4	0.5
その他の公共用地	32.7	4.3	32.7	6.6	2.3
社寺	13.0	3.4	13.0	3.4	0.0
住宅用地	502.6	32.3	502.6	52.5	20.2
商業用地	80.5	5.2	80.5	6.2	1.0
工業用地	74.1	4.0	74.1	4.8	0.8
その他	88.8	9.8	87.4	11.8	2.0
合計	1374.9	144.9	1374.9	179.0	34.1

※ 今後、指定が予定されている水辺公園は、河川の項目に算入しています。

これを地域ごとの目標及び一人あたりの緑被面積とすると表3-2のようになります。

表3-2：緑被率の地域ごとの目標数値及び地域ごとの一人あたりの緑被面積

地域名称	緑被率			一人あたりの緑被面積		
	現行計画 （平成7年）	現況数値 （平成21年）	目標数値 （平成32年）	現行計画 （平成7年）	現況量 （平成21年）	目標量 （平成32年）
区全体	9.2%	10.5%	13%	5.8㎡/人	5.8㎡/人	7.1㎡/人
堤通・墨田・八広地域	—	14.3%	17.0%	—	8.7㎡/人	10.4㎡/人
向島・京島・押上地域	—	8.8%	11.0%	—	4.5㎡/人	5.9㎡/人
東墨田・立花・文花地域	—	15.4%	16.8%	—	10.9㎡/人	12.0㎡/人
吾妻橋・本所・両国地域	—	6.5%	7.3%	—	3.6㎡/人	4.2㎡/人
業平・錦糸・江東橋地域	—	8.7%	9.7%	—	3.9㎡/人	4.5㎡/人
緑・立川・菊川地域	—	5.4%	6.7%	—	2.3㎡/人	2.9㎡/人

※人口データ：東京都の人口推計平成7年10月、墨田区世帯人口現況平成22年10月分（住民基本台帳、外国人登録数）

また、一人あたりの緑被面積の現況数値と目標数値を模式的に示すと図3-2のようになります。

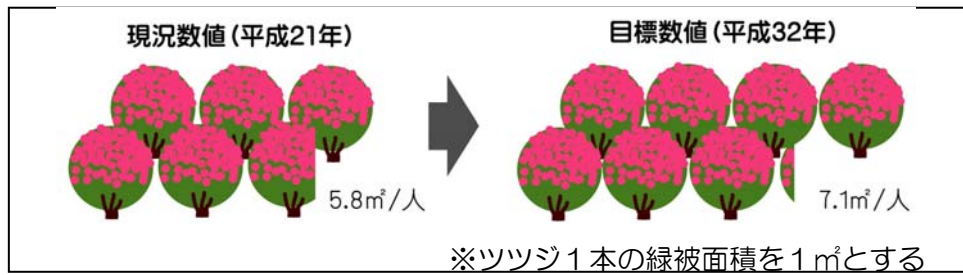


図 3-2：一人あたりの緑被面積

また、平成 21 年の本区のみどり率は 20.5%で、緑被率と同様に目標増加量を積み上げて、平成 32 年までに 22.8%を目指します。

区民の「緑感」を高めていきます

本区は、密集した成熟市街地が大半を占めているため、緑を増加することは区民、事業者の協力などの様々な力を集めていく必要があります。こうした生活の中で緑を感じる「緑感」を区民、事業者、区の協働により高めていきます。

墨田区の地域特性として、河川敷や広い公園・大規模団地がある地域は緑被率も緑視率も高く、良好な緑景観になっています。一方、繁華街や事業所が集積している地域は、緑被地だけでなく、植え込みなどの植栽も少なく緑が不足している地域です。住宅地の小さな緑や街路樹が整備されている地域は緑被面積に比べて緑視率が高く、まち並みと緑景観が調和していますが、緑被率が高く緑視率が低い地域は、比較的大きな緑地がスポット的に存在しているものの、その緑がまち並みに反映されていない地域といえます。

図 3-3 は地域の緑感の特性を表しています。各地域の緑化が進み、全体として緑被率・緑視率が向上して「まちは百花園」が実現すると、グラフは中心部に集まってきます。

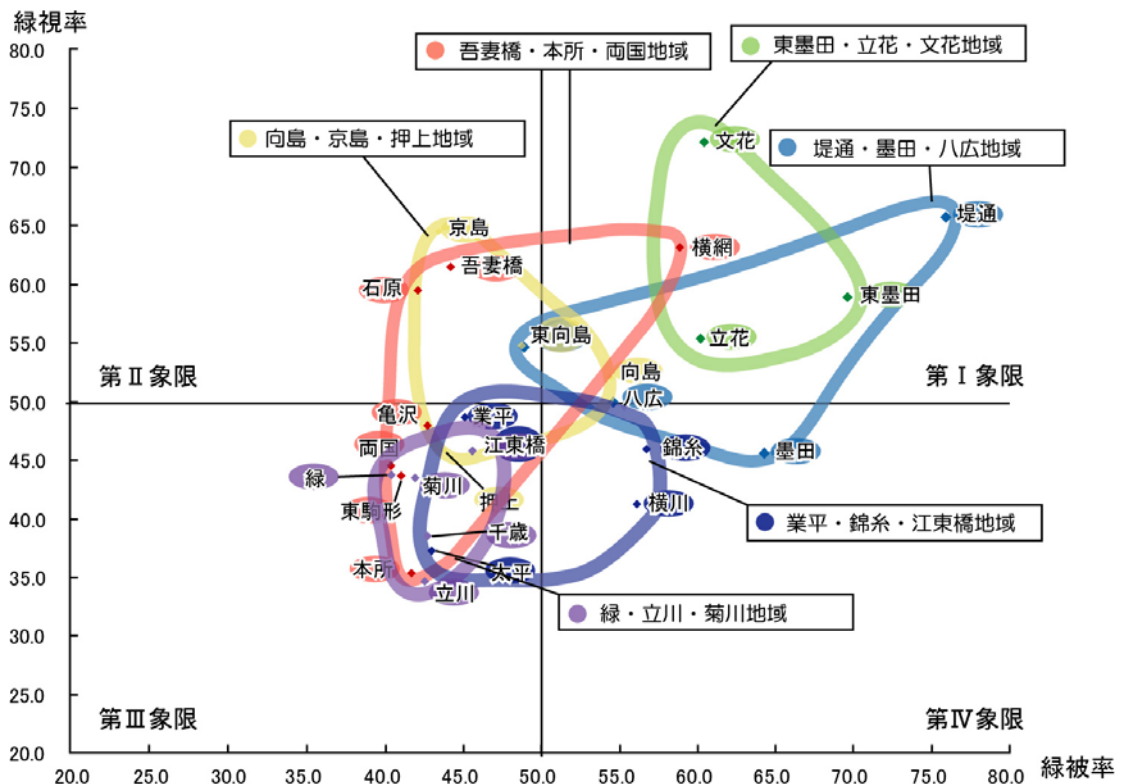


図 3-3：緑感図（緑被率と緑視率による地域分析）

本区の緑に対する区民の満足度の倍増を目指します

緑と区民との係わりなど、本区の緑の質を評価する指標として「公園や緑地に満足している区民の割合」を計画目標の一つに掲げます。主に、生き物に見て触れる、四季の風景を楽しむ、歴史文化をめぐるなど、区民の感性をいかした緑づくり、緑の利活用をねらいとした施策を進め、経年的に調査している「墨田区住民意識調査」を区民の満足度に読みかえて、緑に対する区民の満足度の倍増を目指します。

※現在の満足度は 21.6%（資料：第 21 回墨田区住民意識調査（平成 22 年））